

小値賀町議会第一回定例会

(第二日)

一、出席議員

十四名

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十 十 十
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

岩伊横立黒坂山中近吉中岩柳川
坪藤山石崎井村本藤元村永山村
義忠弘隆政範勝徳一守長章
光之蔵教美徳蔵輝夫正義人雄

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	住	農	水	建	税	診	空	教
長	役	入	育	務	民	林	産	設	務	療	港	育
			課	課	課	課	商	課	課	所	管	次
							工			事	理	長
							課			務	事	
										務	務	
										所	所	
										長	長	

近	北	岩	坂	松	福	中	神	西	中	大	筒	平
藤	村	坪	井	永	田	谷	川		村	黒	井	野
信	勝	健	一					浩	敏	泰	英	久
功	義	吾	誠	等	功	清	三	章	三	敏	敏	之

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長
議会議務局書記

川 三

口 浦

百 清

合 敏

五、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十五年三月十二日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（伊藤忠之議員・横山弘藏議員）
- 第二 議案第十八号 平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第三 議案第十九号 平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第四 議案第二十号 平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）
- 第五 議案第二十一号 平成十五年度小値賀町一般会計予算

午前九時三十分開議

議長（川村章雄） ただいまの出席議員は、十四名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、二番・伊藤忠之議員、三番・横山弘藏議員を指名します。

日程第二、議案第十八号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第十八号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由を
ご説明いたします。

今回の補正は、第一表『歳入歳出予算補正』に示しますとおり、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ九十九万九千円を追加し、補正予算総額を一億六千六百八十八万八千円とするものでございます。

それでは説明書歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入より補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、八款・諸収入、一項・雑入九十九万九千円の追加計上は、十三年八月の雷による柳配水池テレメーター施設被害に対し、全国自治協会の保険による補償金が入金の予定となりましたので見込み計上しております。八款・諸収入、一項、一目・雑入の補正後の総額を、百万円といたしております。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費で、十六節・原材料費七十万円の追加計上は、笛吹地区の下水道工事に関係する配水管移設工事の材料代でございます。なお、十四年度の原材料費総額は一千七百万円となっております。十九節・負担金、補助及び交付金では、野崎ダム負担金、具体的に申し上げますと、中村第二浄水場の設備工事

で濁度計、雷対策設備等増設に伴う負担金の増加で三十九万九千円を追加、一項・総務管理費で百八万円を追加計上し、補正後の総額を七千四百三十三万五千円としております。

四款、一項、一目・予備費を八万一千円減額し、予備費総額を九十四万一千円とし、補正後の小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算総額を一億六千六百八十八万八千円といたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第八款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十八号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第十八号、平成十四年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第十九号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（西 浩三） 議案第十九号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、国の補正予算に伴う事業費の増額計上が主なものでございます。

第一条では、第一表に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ九百二十万円を追加し、予算総額を五億八千三百三十三万八千円とするものでございます。

第二条は、繰越明許費に係るものでございまして、補正で予算化されるものの年度内完成が見込まれませんので、第二表『繰越明許費』に示しますとおり、笛吹の特定環境保全公共下水道事業で一千二万円を繰越すこととしております。

第三条は、地方債の補正で第三表のとおり七十万円を追加するものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

一款、一項、一目・使用料は、前方地区で少しづつではありますが、接続家庭が増加しており、五十万円を追加計上しておりますが、接続率は現在五〇%程度でありますので、今後とも接続推進に努力いたします。

二款、一項、一目・下水道国庫補助金五百万円の追加は、笛吹地区の事業費一千万円の五〇%の計上で、十五年度へ全額繰り越すこととなります。

四款、一項、一目・一般会計繰入金三百万円の計上は、起債対象外の単独工事の一般財源に充当いたします。

七款、一項、一目・下水道事業債の追加計上は、説明欄記載のとおり各事業の起債の種類を増減と補正分の増額との増減調整で七十万円の増額でございまして、特に辺地債の枠が少なくなり、過疎債、下水道債に振り分けさせられるようになってきております。補正後の町債総額は、三億一千六十万円となっております。

歳出では、第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、人件費他で十二万六千円の減額計上でございます、第一款、一項・総務管理費の補正後の総額は、二千百三十七万円となっております。

第二款、一項・施設整備費、二目・農業集落排水事業費、十三節・委託料と十五節・工事請負費は浜津地区でそれぞれ百三十万円を組み替えるものでございます。三目・公共下水道事業費、十一節で三十万円を増額、十五節・工事請負費は補助事業で九百七十万円の増額を計上。十五年度へ繰り越し手続きをいたします。以上、二款、一項・施設整備費で九百七十五万円を追加し、補正後の総額を五億二千六百五十四万七千円としております。

三款、一項・公債費、二目・利子で十八万円を減額、公債費の補正後総額を三千四百二十五万円としております。

四款、一項、一目・予備費を二十四万四千円減額、予備費総額を百十七万一千円とし、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を五億八千三百三十三万八千円といたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

横山議員

三番（横山弘藏） 課長の話で接続率が現在五〇%ということですが、前回、山本議員が一般質問でもしたように、

事業収入の面からも、また環境の面からも、是非とも接続する家庭を増やしてほしいという話が、前ありましたけれども、その時に地区の推進委員をもう一度考えてみて普及に努めるようにしたいという答弁を、私は今でも覚えておりますが、その後、前方地区のそのような接続するための努力を、担当者として現在どのように取り組んでいるか、ご答弁をお願いいたします。

建設課長(西 浩三) お答えいたします。

その件につきましては、十五年度の新年度予算で予算措置もしております、推進に努めていきたいとそういうふうにごえております。

議長(川村章雄) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 次に移ります。

第二款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第四款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 第七款・町債

横山議員

三番(横山弘藏) 起債の辺地債の枠が縮小して、それを下水道債とか過疎債にシフト換えしている、シフトを換えているわけで、これはなぜ辺地債の枠が近年縮小しているのか、その理由について伺いたいと思います。

なお、辺地債をこのように過疎債なんかに移した場合に、金利の面であまり影響はないのかですね、そこら辺の説明をお願いいたします。

建設課長(西 浩三) まず、辺地債の件ですけれども、これは全国的な問題だと思えますけれども、枠配分でございますので、小値賀町だけが特別辺地債が減っているという状況ではないと思います。

率のことですけれども、これは辺地債で借りようが、過疎債で借りようが、利率には関係ないということでご理解をいただきたいと思えます。ただ、交付税の算定率は、ご承知のように辺地債が八〇、過疎債が七〇でございますので、一〇％、

町にとつては、不利になるということでございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

黒崎議員

五番（黒崎政美） 現在まで下水道に使った金というのが、二十六億九千九百万円あります。この度の補正で五億増えるわけですけども、ただでさえ、公共下水道が財政圧迫の要因だといわれております。全国的にみてみますと、二一の府県で見直しをしていると。秋田県では一千二百億ぐらいの節約ができるというようなデータもあります。そのことを踏まえて、当町では、あるいは長崎県でも結構ですけど、見直すというような考え方はないのかですね。近隣の府県でも佐賀・福岡・熊本というのは、既に二年前から見直しをされているというような状況になっております。山梨県の牧丘町では、非常に下水道における財政圧迫がひどいから、合併浄化槽に切り替えようじゃないかということで、町村型下水道、市町村設置型というような制度もできておりまして、町村がそのうちの土地を借りてそこに浄化槽を据えらると。約一割の、例えば、百万、浄化槽設置に費用が要したら、個人は十万で、約一割でできるといような実績もあります。

私は当町の財政状況を考えたときに、そういうところも検討してもいいんじゃないかと。まず、検討されたかどうか、そ

れをお伺いします。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） 最初にちよつとお断りしますけど、五億円というのはどつから出てきた数字かちよつとわからないんですけど。それは補正したわけではございませんので、補正は一千万。

見直しの件なんですけど、今後、効率が悪い部分に移ってまいります。当然、中村周辺に十六年度ぐらいから入ることになろうかと思えますけれども、その件に関しましては、再検討をさせていただくというようなことで、今考えております。

ただ、次に予定されております、斑地区等については、なかなか前から議員さん達もおっしゃっているように、家が立て込んでおりますので、合併浄化槽では処理はできないんじゃないかということで、今、議員さんご提案の町村型というのも、我々も頭の中にはありますけども、十六年度ぐらいからやります中村地区辺りについては、検討をする必要があると、そういうふうな認識は持っております。

黒崎議員

五番（黒崎政美） 一番ピーク時に下水道の公債費がどのくらいになるといふような予測はいかかでしょうか。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） 前にもお示したかと思えますけど、ピークが二十二年度でしたか、そのくらいぐらいにピークになるといふことでですけども、先程から出ておりますように、国の方では大体、辺地債使用で財政計画を立てておりましたが、最近の状況は先程補正の説明のところでも申し上げたとおりで、少し率も悪くなっておりますので、その起債額につきましては、起債の種類が変われば、当然変わってくるわけでございますので、そこら辺は、計算をしながら必要が出てきているというふうな考えがあります。

議長（川村章雄） 黒崎議員

五番（黒崎政美） 見直しをする、している、用意があるということでございますので、やっぱり積極的に当町の厳しい財政状況を見てもやるべきじゃないかと思えますので、是非ともこれ以上に、今まで以上に熱心に勉強していただいて、環境省の方も相当、二〇〇一年から比べるとたった一年で六十億ですか、ぐらいの予算もつけておりますし、環境省の方も積極的にそれに関わってきているということも考えて、是非とも。今、笛吹地区をやっていることを見直せというんじゃない

て、やっている、もうどうしようもない所は、効率的な、やっぱりいい所は、今のままでも結構ですけれども、やっぱりその農家部落の家が閑散としているところというのは、是非ともそういう方向に進んでいきたいと思えます。

議長（川村章雄） 建設課長

建設課長（西 浩三） かなりの部分で同感するところもありますので、検討させていただきたいと思えます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第十九号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第十九号、平成十四年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二十号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（大黒泰三） 議案第二十号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんで、歳入で診療収入の増減、繰入金の繰り戻し、歳出では人件費の減額、施設の修繕料、医薬材料費の追加等でございます。

それでは、説明書事項別明細書の補正予算の内容をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入、一目・国民健康保険診療報酬収入で百二十四万円の減額、三目・老人保険診療報酬収入で四百六十万円の増額、四目・一部負担金で五十万円の増額、五目・その他診療報酬収入で百二十四万円の減額、六目・標準負担額収入で百四十四万円の増額、これらの要因といたしまして、まず、減額では、退職本人、退職家族、生活保護者の入院患者の減少によるものでございます。また、増額につきましては、国保老人の入院患者の増加によるもので、それに伴い食事代の標準負担額収入も増えております。一項・入院収入を四百二十七万六千円増額し、補正後の総額を、五千四百四万一千円としております。二項・外来収入、一目・国民健康保険診療報酬収入で八十二万円の減額、二目・社会保険診療報酬収入で百五十万円の増額、三目・老人保険診療報酬収入で百七十万円の減額、四目・一部負担金で十万円の増額、五目・その他診療報酬収入で百十二万円増額してあります。減額は、国保一般と老人の一割負担による外来患者の減少

でございます。また、増額の要因といたしましては、社会保険の本人と、家族、その他診療報酬収入で半日ドッグなど健診の増加によるものです。二項・外来収入を二十万円増額し、補正後の総額を二億九千九百九十九万九千九百九十九円としております。

二款・使用料及び手数料、二項・手数料、一目・文書料で三十万九千九百九十九円の減額は、各種診断書料と介護保険主治医意見書料でございます。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金の二十一万四千円は、へき地直営診療所運営費補助金の実績見込みによる増額です。また、二目・一般会計繰入金を四百万円繰り戻して、一項・他会計繰入金を三百七十八万六千円減額し、補正後の総額を五千七百三十一万四千円としております。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子で九千円を減額いたしました。二項、一目・雑入の三十七万二千円の減額は、入院患者付添者の給食収入と保険外医療材料の個人負担分でございます。

歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、一目・一般管理費で人件費の減額、七節・賃金の減額は、臨時職員の休日等によるものでございます。八節・報償費の百三十三万八千円の減額は、介護保険主治医意見書謝礼の九十五万八千円と日曜当番医、専門外来分の医師の謝礼でございます。十一節・需用費は、暖房機器の故障による燃料費と修繕料、その他に施設の修繕料を計上しております。十二節・役員費七十一万四千円の減額は、酸素ボンベ送料、郵便料、電話料などでございます。十三節・委託料五十四万九千九百九十九円は業務委託料の減額によるものです。十四節・使用料及び賃借料九十六万円の減額は、在宅で酸素を使用している患者の減少です。十九節・負担金、補助及び交付金の二十万三千円の減額は、眼科診療負担金の減額と、専門外来、日曜当番医の招へい旅費補助でございます。一項・施設管理費を三百六十五万二千円減額し、補正後の総額を一億九千七百四十七万二千円としております。

二款、一項・医業費、二目・医薬品衛生材料費では、十一節・需用費の二百八十三万円増額でございますが、薬品代の追加計上でございます。十二節・役員費では外注生化学検査料の減額でございます。

三款、一項・公債費、二目・利子二万二千円の増額は、平成十三年度借入分にかかる償還利子の確定によるものでございます。

四款、一項・予備費で百二十四万八千円を増額し、予備費総額を百五十一万九千九百九十九円としております。以上で、小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二十号、平成十四年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可

決されました。

しばらく休憩します。

—	休	—
—	憩	—
—	—	—
—	再	—
—	開	—
—	—	—
—	午	—
—	前	—
—	—	—
—	十	—
—	時	—
—	—	—
—	三	—
—	十分	—
—	—	—
—	—	—

議長（川村章雄） 再開します。

日程第五、議案第二十一号、平成十五年度小値賀町一般会計予算を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（川村章雄） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（松永一誠） 議案第二十一号、平成十五年度小値賀町一般会計予算についてご説明いたします。

平成十五年度の国の予算は、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、「改革断行予算」と位置付けた平成十四年度予算の基本路線を継承し、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成十四年度の水準以下に抑制するとともに、平成十四年度の「国債発行三十兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、国債発行額を極力抑制することとしています。

このため、予算の配分に当り、歳出構造改革を推進するとの基本的考え方を踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる次の四分野に予算の重点的な配分を行うこととしています。

一つ、人間力の向上・発揮。二つ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方。三つ、公平で安心な高齢化社会・少子化対策。四番目として、循環型社会の構築・地球環境問題への対応。となっております。

このような方針に基づいて編成された平成十五年度の一般会計予算の規模は八十一兆七千八百九十一億円で、前年度比五千五百九十一億円、〇・七%増となっております。また政策的経費である一般歳出は四十七兆五千九百二十二億円、前年度比四百五十億円、〇・一%増と抑制し、二年連続の「緊縮型」となりました。歳入では、デフレの影響で税収が一〇・七%減の四十一兆七千八百六十億円と十六年ぶりの低水準に落ち込んだほか、一兆八千億円規模の先行減税の実施に伴い、国債の新規発行額は当初予算で過去最高の三十六兆四千四百五十億円に達しています。国債依存度も戦後最悪の四四・六%となり、平成十五年度末の国債発行残高は約四百五十兆円で、国と地方を合わせた債務残高は今年度より二十八兆円多い六百八十五兆円に拡大し、財政状況は一段と悪化しています。

一方、平成十五年度の地方財政計画では地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する一方で公債費の累増等により、平成十四年度に引き続き大幅な財源不足が生じることが見込まれます。このため徹底した歳出予算の見直しと定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業の削減等で財源不足の圧縮と借入金抑制を図ることを基本として地方財政対策を講じることとしています。

財源不足額の補填措置としては交付税特別会計からの借入れを廃止し、地方債の財源対策債、臨時財政対策債の発行等で対処することとされており、十五年度の地方財政計画の規模は八十六兆二千億円で、前年度比一・五%の減となっております。

また、本町財政においては、自主財源に乏しく、歳出に占める義務的経費、公債費の割合が高く脆弱な財政構造となっております。

十五年度の当初予算につきましては、地方交付税が段階補正の見直し等で三年連続の減少が予想され、厳しい予算の編成となりました。人件費の抑制、物件費、補助費の節減に努めるとともに、減債基金、振興基金を活用して財源不足に対応いたしました。厳しい財政状況ではありますが町内経済の活性化対策、少子高齢化等の福祉対策、生活環境の改善対策、後継者の育成確保対策等、重要かつ緊急な課題に対処するための予算を編成いたしました。なお平成十五年当初予算は、地方選挙の年でありますので年次計画に基づき策定している継続事業以外の政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心とした骨格予算とする基本的考えにたつて編成いたしました。

それでは予算の内容についてご説明いたします。

第一条は『歳入歳出予算』に示しますとおり、予算総額は三十六億二百万円でございます。前年度の当初予算に比べ一億七千二百万円、五・〇%の増となっております。これは継続的事業が農林水産業費の農業費で農業公社の経営構造対策事業等の増加により八千七百七十七万三千円増、水産業費で小値賀漁港と野崎漁港のコミュニティ基盤整備事業等の増加により一億六千四百九十七万九千円の増が主な要因でございます。

第二条『債務負担行為』は、第二表のとおり「小値賀地区担い手畑総事業融資金元利償還金補助」及び「肉用牛経営規模拡大事業補助金」などに係る継続的事業の債務の期間、並びに限度額を定めています。

第三条『地方債』は、第三表のとおり「県営小値賀地区担い手育成畑総事業負担金」他十一件の継続的事業に係る地方債と地方交付税の減額補填のための臨時財政対策債一億五千万円を含む合計四億一千九百八十万円を計上しています。

第四条『一時借入金』は、歳計現金の不足を補う借入金でございます。借入限度額を六億円と定めるものでございます。

第五条『歳出予算の流用』については、同一款内での各項目間の流用について地方自治法に基づく運用規定でございます。それでは事項別明細書により説明いたします。

歳入から申し上げます。

第一款・町税、一項・町民税、一目・個人四千七百十八万七千円。二目・法人一千五百六十一万五千円。二項・固定資産税、一目・固定資産税七千三十八万二千円。二目・国有資産等所在市町村交付金百五十五万二千円。三項・軽自動車税六百六十三万円。四項・町たばこ消費税一千六百七十万三千円。五項・特別土地保有税一千万円、科目設置でございます。

第二款・地方譲与税、一項・自動車重量譲与税一千七百万円。二項・地方道路譲与税一千万円。三項・航空費燃料譲与税

二万六千円。以上、第二款・地方譲与税については、国税として徴収され、地方公共団体に譲与されるものでございまして、過去の実績を勘案して計上しております。

第三款・利子割交付金百九十万円。

第四款・地方消費税交付金二千八百万円。

第五款・自動車取得税一千百万円。

第六款・地方特例交付金七百万円。

第七款・地方交付税は十七億五千万円を計上しておりますが、国の地方財政計画による地方交付税は十八兆六百九十三億円、前年度比一兆四千七百五十六億円、七・五%減となっております。この減額分は臨時財政対策債を発行し補填することとなります。

第八款・交通安全対策特別交付金一千円、科目設置でございませう。

第九款・分担金及び負担金、一項・分担金一千六百五十三万九千円、畑総事業に係る受益者分担金外二件でございませう。

二項・負担金、各節のとおり九十八万二千円の計上でございませう。

第十款・使用料及び手数料、一項・使用料、各節のとおり二千五百六十六万四千円、ほぼ前年度並みの計上でございませう。

二項・手数料一千百四十四万八千円。

第十一款・国庫支出金、一項・国庫負担金、各節のとおり五千七百七十八万八千円を計上しておりますが、一目・民生費国庫負担金の保険基盤安定負担金一千四百四万六千円、知的障害者援護施設支援費負担金一千八百十三万二千円が主でございませう。二項・国庫補助金一千七十三万九千円を計上しておりますが、五目・消防費国庫補助金の消防防災設備整備補助金は第七分団の消防ポンプ車購入に係るものでございませう。三項・委託金六百万四千円。

第十二款・県支出金、一項・県負担金三千四百九十三万三千円。二項・県補助金五億九千二百六十八千円。四目・農林水産業費県補助金の経営構造対策事業五千七万四千円や漁港事業補助金四億二千九百六十五千円が主でございませう。三項・委託金四千四百三十三万三千円。一目・総務費委託金の小値賀空港管理業務委託金二千九百万円、四目・農林水産業費委託金の県営担い手育成畑総事業換地事務委託金三百四十一万二千円が主なものでございませう。

第十三款・財産収入、一項・財産運用収入六百六十一万九千円。二項・財産売却収入三千円、科目設置でございませう。

第十四款・寄附金七千円、科目設置でございます。

第十五款・繰入金、一項・基金繰入金三億二千六百三十五万二千円、二目・振興基金繰入金一億五千七百七十三万五千円は、町の活性化事業の財源として、ふるさと創生費へ五百十六万四千円、農業振興費へ百五万円、農地費へ八千三百三十八万四千円、水産業振興費へ二千五百六十三万七千円、漁港建設費へ二千五百五十万円、観光費へ一千百万円、それぞれ充当いたしております。八目・減債基金繰入金一億六千万円は公債費の償還財源として繰入れるものでございます。他の基金繰入はそれぞれの基金の目的によって充当いたしております。二項・特別会計繰入金一千円は、科目設置でございます。

第十六款・繰越金、十四年度からの繰越金を一千万円計上いたしております。

第十七款・諸収入、二項・町預金利子十万円、普通預金利子でございます。四項・雑入六千六百四十九万二千円、農業集落排水事業県促進交付金一千七百万円、公共下水道県促進交付金一千七百二十五万円が主なものでございます。

第十八款・町債、各節のとおり財政補填の臨時財政対策債一億五千万円を含めて四億二千九百八十万円の借入予定です。今後の事業費の動向等で額の変更は予想されますが、これで一般会計の公債費残高は十五年度末見込みで五十二億五千九百七十四千円となり、十四年度に比べ二億六千六十一万九千円減少いたします。

歳出を申し上げます。

第一款・議会費六千三百七十七千円。

第二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二億三千三百十万八千円、この費目には庁舎管理費も計上していますが、需用費の修繕料は庁舎の浄化槽の修繕料が主でございます。二目・文書広報費三百二十万円、例規集の追録代が主でございます。三目・会計管理費四十一万三千円、四目・財産管理費八百六十九千円、五目・企画費二百九十五万一千円、六目・交通安全対策費百五十六万二千円、七目・空港費四千三百九十七万円、十九節・負担金補助及び交付金に離島航空路線確保緊急対策補助金としてオリエンタルエアブリッジの赤字補填分一千四百四十一万三千円を計上しております。十目・ふるさと創生事業費五百十六万四千円、十九節・負担金補助及び交付金に就業準備金三百万円、研修補助金百万円を計上しております。二項・徴税費三千二百八十七万六千円。三項・戸籍住民基本台帳費一千八百六十三万七千円。四項・選挙費一千七十三万六千円、今年度は統一地方選挙の年で、県議会議員選挙費三百七十万円、町長・町議会議員選挙費六十万円をそれぞれ計上しております。五項・統計調査費六千九百四十六万四千円。二目・国土調査費に六千七百八十五万一千円を計

上してありますが、十五年度で浜津地区を終了し、斑地区の現地調査に着手する予定でございます。六項・監査委員費百八十九万円。

第三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費一億六千九百十四万二千元、国保特別会計外三件の繰出金一億二百六十四万四千元が主でございます。二目・国民年金事務費三十八万七千元。三目・老人福祉費五千五十八万二千元、生きがい活動支援サービス事業外四件の委託料三千五百五十六万三千元が主でございます。四目・身体障害者福祉費八千四百七十九万四千元、身体障害者施設支援費外七件の扶助費八千三百九十二万八千元が主でございますが、知的障害者関係費が今年度より県から町村に事務移管されています。二項・児童福祉費六千八百一十一万一千元。三目・児童福祉施設費に保育所の運営費を五千五百五十六万五千元計上しております。三項・災害救助費四千元、科目設置でございます。

第四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費一億一千八百四十一万五千元、国保診療所と簡易水道の特別会計繰出金八千五百万円が主でございます。二目・予防費二百五十八万四千元、三目・環境衛生費一千四百四十二万二千元。四目・健康増進費は、成人病健診を主とする健診委託料他各節のとおり一千三百四十一万円を計上し、町民の健康管理に努めることといたします。二項・清掃費、一目・塵芥処理費五千五百二十二万五千元、ごみ焼却場、不燃物処理場の管理運営費でございます。二目・し尿処理費四千五百二十六万二千元、し尿処理場の管理運営費でございます。

第五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費五百三十九万五千元、二目・農業総務費六千八百三十二千元。三目・農業振興費一億一千六百六十三万四千元、十九節負担金補助及び交付金の経営構造事業補助金七千三十六万一千元は国・県の補助を受け、担い手公社の施設を整備いたします。四目・畜産業費一千三百三十二万三千元。五目・農地費一億五千八百七十七万九千元、県営担い手育成畑総事業負担金は五千四百四十一万七千元を計上、十五年度完成を目指します。県営地域用水環境整備事業負担金は一千万円を計上、野崎ダム及び岳の内調整池の水辺環境を整備するものでございます。二項・林業費二千四百七十一万六千元、松くい虫防除事業、松林育成防除事業として空中散布一千三百九十七万円、地上散布百七十七万八千元、特別伐倒駆除二百七十七万三千元、松毛虫防除三百四十四万円、保全松林緊急保護百二十万六千元、保全松林整備（町単）九十五万円、樹幹注入百四十二万四千元をそれぞれ計上しております。三項・水産業費、一目・水産業総務費一千二百二十万円。二目・水産業振興費五百二十万円。三目・水産施設費、今年度からアワビ種苗センターとアワビ館を、町で管理することになりましたので二千四百万円を計上しております。四目・漁港管理費一千七百二十二万二千元。五目・

漁港建設費七億五十一万円、継続事業の町営漁港六箇所と県営漁港四箇所の事業費と負担金を計上しています。

第六款・商工費、一目・商工総務費二十一万六千円。二目・商工業振興費四百四十四万九千円。三目・観光費二千二百三十二万円、観光協会補助金四百五十万円、ながさき島の自然学校補助金六百五十万円が主なものでございます。

第七款・土木費、一目・土木管理費、一目・土木総務費一億一千八百八十一万円、下水道特別会計繰出金九千万円の計上が主なものでございます。二項・道路橋梁費、二目・道路維持費一千三百万二千円。三目・道路新設改良費四千万円は、科目設置でございます。三項・住宅費百八十六万五千円、公営住宅の管理費でございます。

第八款・消防費、一目・非常備消防費六千七百六十七万五千円。十九節・広域消防事務委託負担金五千二百四十万四千円が主なものでございます。二目・消防施設費二千三百四十万六千円、第七分団の消防ポンプ自動車配備後十五年経過し、老朽化で使用不能となり、現在予備車を使っている状態です。防災上、緊急を要しますので今回計上させていただきますのでご理解をお願いいたします。三目・災害対策費二十万一千円。

第九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費九十七万一千円。二目・事務局費三千七百四十一万六千円。二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費二千二百五十七万三千円。二目・教育振興費七百四十七万四千円。三項・斑小学校費、一目・学校管理費八百五十五万五千円。二目・教育振興費百四十七万七千円。四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費一千四百一十八万八千円。二目・教育振興費一千十五万五千円。六項・幼稚園費三千七百七十二万九千円。七項・社会教育費、一目・社会教育総務費三千三十三万二千円。二目・公民館費一千二百八十一万九千円。十九節・負担金補助及び交付金に大浦地区公民館改修工事補助金二百八万円を計上しておりますが、白蟻と雨漏り被害で緊急な修理を要するためでございます。三目・総合センター費六百六十一万二千円。四目・歴史民俗資料館費六百五十二万二千円、管理費でございます。五目・埋蔵文化財費六百六十二万円、六目・図書館費一千五百五十二万五千円、管理運営費でございます。八項・保健体育費、一目・保健体育総務費二千四十九万四千円。二目・学校給食費二百二十四万六千円。

第十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費三十万円。二項・公共土木施設災害復旧費四千万円、科目設置でございます。

第十一款・公債費、一目・元金六億八千四十一万九千円。二目・利子一億五千四百二十五万円、起債利子が一億五千二百二十五万円、一時借入金利子二百万円でございます。

第十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金二千五百万円、渡船事業特別会計繰出金でございます。
第十三款・予備費一千九十八万七千円を計上いたしました。

以上で、予算の概要の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、ご質疑に対する答弁はそれぞれ自席から行わせていただきます。

議長（川村章雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町税

横山議員

三番（横山弘藏） 町税の個人と法人と、そして固定資産税、それからたばこ税まで全部減額ということ、これはやっぱり見通しを厳しく見ていると思うんですけども、その一番の今後小値賀町の町税が減っていく、その原因ですね、それからその対策とか、もし担当課の方でその辺の説明を出来ればお願いしたいと思います。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

町税の減額分は、どうしても漁がないということ、それが全てに影響しているみたいでございます。
ちなみに、法人税の方は、十四年度と変わっておりません。ただ、所得割が約九掛けで十四年度決算額に九掛けで算出しております。今後の見通しとしたりやはりどうしても漁業の生産が上がらないことには、なかなか見通しは立たないと思います。以上でございます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第二款・地方譲与税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第三款・利子割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第四款・地方消費税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第五款・自動車所得税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第六款・地方特例交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第七款・地方交付税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・交通安全対策特別交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十一款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十二款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十三款・財産収入

十三番（柳山長人） 役場前の駐車場の貸付収入、あれは補正でも減額になっておりましたが、昨年は三十六万予算に組まれておりましたが、本年は二十五万二千円になっておりますが、駐車場の貸付場所が空いているわけですか。お答え願いま

柳山議員

す。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えいたします。

屋移りをした人がおりまして、三件ですけど、その後も募集をいたしますけども、ちよつと借る方がいないで三区画空いております。

議長（川村章雄） 次に移ります。

第十四款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十六款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十七款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十八款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第二款・総務費

六番（坂井範三） 町長の交際費が大幅に今年は減っておりますけれども、これはこれでよろしいんでしょうか。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えをいたします。

坂井議員

町長交際費でございますが、昨年は当初予算で五百二十万計上いたしておりました。今回二百五十万に減っておりますが、二百万円を需用費の食糧費の方にまわしております。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） ちよつと答弁を追加をいたさせていただきます。

食糧費の二百万円は、それぞれ各課の費目に配分をいたして計上しております。

議長（川村章雄） 中村勝徳議員

七番（中村勝徳） 坂井議員の質問に関連してでございますが、交際費を約半分にしたと、町の財政上あるいは行革推進上は、率先してこれを垂範するという意味は汲み取ることができるとすけども、この町長の交際費は例えば対外的にいろいろのお札に使うとか、そういう町長個人でなくて町としての使い方ということが考えられますけども、そういう場合に対外的な活動が鈍くなったりとか、またいろいろの交渉間において礼を失すとか、そういうふうなことがありますかといふ危惧があるわけですけども、そこら辺どうですか。現在の町長さんに聞くと、今回はちよつと無理かもしれないけれども、どなたが町長になってでも、一辺に半額にするということになれば、例えば外交的に大げさに言わなくても町としてのメンツを立てるために、ある程度の礼を尽くすという意味からも、これはどうかなと私も思うんですけど、その辺どういうことでしょうか。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） 私の方からお答えをいたします。

昨年ですね、五百二十万円、当初予算で交際費を計上しておりますが、今回二百五十万円を交際費、二百万円を各課の食糧費で支出することで、交際費的なものは合計で四百五十万円になります。それで、七十万円昨年よりも減額になります。これは今年の実績も踏まえて四百五十万円もあれば、足りるのではないかと考えております。

それと、食糧費にまわした原因は、各他の町が交際費が少ないわけですね。それとの比較もされますし、そして各町とも需用費の中の食糧費で賄っているのが多いように思います。そういうことで、四百五十万円あつたら、議員ご指摘の町の事業の推進とか、そういうふうな陳情とかそれには対応できる額ではないかというふうに考えております。

議長（川村章雄） 立石議員

四番（立石隆教） ただいま中村議員から町長交際費の心配をされることが出ておりましたけれども、参考までにこないだ三重県の玉城町というところに行つてまいりました。その人口は、一万七千人でございます。その町長交際費は九十万円です。ですから、決して二百五十万円が少ないわけではないということだけを申し上げておきたいと思ひます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

五番（黒崎政美） 町長交際費の件です。そこまで減額云々するならば、はっきり町長個人、まったくの個人で交際費を別にポンとやるべきじゃないか。となると、今現在、小値賀の町長は百万円以下です。おそらく七十、八十万円だろうと思ひます。だから、そのくらいに下げるときだと、だから交際費や食糧費やというところと完全に分けるべきだと。今まで小値賀の町長がいろいろ交際する、全て町長交際費の中に入れてきた、各課が使っている金も町長交際費と出ていった。だから、県央から北側では大村市に次いで二番目の交際費というふうにあがっております。佐世保の次だったかもわかりませんが、半端なことでもなくしてですよ。確か実際に町長個人の町長として使う交際費というのは、よく記憶しておりますが、七十万円か八十万円ぐらいですよ。八十万円も使つてなかつたかもわかりません。その点、はっきり明確にしてた方が私は分かりやすいんじゃないかと。だから、二百五十万円、町長がそのまま町長としての交際費を使うことはできん、使いきらんでしょうし、過去の実績を見るとですね。だから、まともに町長がずっと七十万円か八十万円か使つたんなら町長交際費として、あと各課に分けてやったらどうですか。だから、各課にしても交際費と食糧費との区別がなかなかつかない。難しくはないんですよ。食糧費は内で使うのは、内部で消費するのは食糧費、対外で使うのは交際費というふうにやれば、簡単に、そればかりではいかんでしょうけども、簡単に分けることが出来るんです。だから、この際、町長交際費を今まで五百二十万円というのが二百五十万円となると、皆さん勘違いするわけですよ。この際、はっきりした方が私はいいと思ひますよ。マスコミですら勘違いするぐらいですから。町民が勘違いするのは当たり前のことです。総務課長どうですか。

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

— 休憩

午前

十一時

十七分

— 再開

午前

十一時

二十四分

議長（川村章雄） 再開します。

総務費、ほかに質疑はありませんか。

横山議員

三番（横山弘藏） 七目・空港費についてお伺いします。

十九節の離島航空路線確保緊急対策補助金、これはオリエンタルに対する補助金だと思えますけれども、長崎県の方も赤字路線のこういう空港をいずれ閉鎖するような動きもあるというふうに聞いておりますが、空港費のこの予算について、今後厳しくなっていく中で、利用客をもつと増やす対策とか、例えば子供を乗せた場合にあまり値段が下がらない。他の交通機関に比べたら高いんですね、航空運賃。そのようなところのもつと細かい、乗客を増やす、家族が一緒に乗ってでもあまり負担にならないようないろんな対策について、やっぱり予算は充分検討されて組んだものかどうかですね、そこら辺を課長なりもしくは町長に伺いたいと思います。

議長（川村章雄） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（筒井英敏） お答えいたします。

この緊急対策補助金は、一月の十日でしたか、県の長崎県の交通政策課の担当の係長がいらつしやいまして、町長にも説明し、私の方も説明をお聞きしましたが、今年、去年からして、去年が一千六百六十八万四千円でしたか、今の状態を考えるとみますと利用客も減っているということを考えますと、これが増えるかなという思いがあつたんですけれども、上五島の就航回数が今まで三便と福岡便が二便でしたか、それが小値賀と一緒になりまして、二便と福岡便が一便、その減った分で赤字が十四年度は減るということで、十四年度については今小値賀の分をあげてますけれども、一千四百万あまりですけれども、これよりか若干減る可能性はありますという説明は受けております。

それから、利用客の減少に今歯止めがかからないという状態ですけれども、まず天候に左右されやすいということで私達もパイロットの方にもけっこう話しする機会がありまして、これぐらいの天気で飛べないんですかということをけっこう申し上げます。それでたまたま四日前、五日前でしたか、これぐらいの天気やったらもう飛んでこんやろうなという天気で、ところが意に反して飛んできませんでした、その時乗客は五名と三名でしたか、よかつたなという思いがあつたんですけれども、ところが私達の意に反して天候が野崎も見えないという状態になりました、お客も五名そのときおりました、私達の感じからすれば二時ぐらいに出るかなという感じでおつたんですけれども、まあ三時まで待ちましようかと、ところが上がりまして交信を聞いてましたら、もう無理だから小値賀の方に帰るということがありまして、かえって天気の悪い日に飛んでもらったため

に、これから先の運航がちよつと天気が悪ければもう行くなという、かえって仇になったかなという思いもあります。それで、今利用客の増というところで、町長の所信表明の中でも申し上げておりましたけど、来年も小値賀の旅ということで、日本旅行の赤い風船のツアーに取り上げていただくように、昨日から交渉に行っております。ということでございます。

議長（川村章雄） 町 長

町長（近藤 功） 皆さんにもお願いをしたいと思っておりますので。県は、十六年度末までに飛行機を廃止するか、継続するかを決めるといふことを言っています。それで私も今三〇%台ですので、これを六〇%までに伸ばさないと知事にもいろいろ言い足りないなと思っております。そういうことで、皆さん方にも是非町内の皆さんにも乗っていただくようお願いをしなければならぬなと思っております。それと、料金のことですけれども、料金もですね、八千いくらを六千二百円にしますのは、県にお願いをして無理に二十五枚綴りを買ってもらって、今まで半年だったのが一年間有効としてもらっているわけです。そういうことで、料金も割安になっておりますし、子供料金をといても、私のところを決めるわけではありませんが、おっしゃるとおり少し大人からすると高いかもわからないとは思ってますけど、そのことについては一つ話してみたいと思えますし、私が一番今、オリエンタルにお願いしているのは少し貨物を積んで下さいということについてはあります。全然、今、貨物を積んでない。それで、予約制ですから今日は何人ぐらい乗るんだということにははっきり分かっているわけですから、重量のオーバーすることはないじゃないですかと言ってますね、説得をしてるんですけども、なかなか聞いてくれないんですね。それで、魚一匹でも福岡に送るといったら飛行機で送ったらすぐ着きますから、そういうことを言ってるんですけども、なかなか聞いてくれません。引き続きお願いはしたいと思っておりますけども、そういうこととつ飛行機に皆さん方も乗っていただくようにお願いをしたいと思います。

議長（川村章雄） 横山 議員

三番（横山弘藏） 財政が厳しい中に、一般財源からも一千万から出しているわけですね。そして、前の所長なんかも環境整備に力を入れて、小さい空港にしてはなかなかきれいな空港だと思っております。せつかく赤い風船の協力によって、観光地も少しずつ増加の傾向にあるように思いますので、こういう努力を継続していくと、いずれ何か大きい花が咲くような気がしますので、町の財政のためにもその辺の努力を今後も続けてほしいと思えます。以上です。

議長（川村章雄） 空港管理事務所長

空港管理事務所長(筒井英敏) 努力は精一杯続けてまいりたいと思います。前の駐車場関係の美化ももちろんですけども、ツアーのお客さんが来る度にいかげすかたかというところも、私がおる限りでは全部聞いております。小値賀はきれいですね、ということば、ほとんどの方から伺っておりますので、一人でも二人でも乗客が増えるように頑張りたいと思います。

議長(川村章雄) 総務費、ほかにありませんか。

総務課長

総務課長(松永一誠) 黒崎議員の交際費の質問に対して、お答えをいたします。

この交際費の今年二百五十万に減りましたのは、今までの各課の食糧費的な交際費、これを各課の今までの使った実績によつて今回各課に振り分けております。その合計が二百万円です。

そして、ここで町長交際費と書いておりますが、これは町の交際費です。

議長(川村章雄) しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	三十六分	—
—	再開	午前	十一時	三十八分	—

議長(川村章雄) 再開します。

総務費、ほかにありませんか。

柳山議員

十三番(柳山長人) 使用料のところ、会議室使用料、これは初めて項目に載っているんですけど、交付税算定会議の折と書いていますけど、会議室はどこでこれお借りしているわけですか。

議長(川村章雄) 総務課長

総務課長(松永一誠) お答えをいたします。

これは、普通交付税の算定会議が毎年七月の初め頃あります。それで、長時間向こうで、長崎の方で、仕事をされるんですけど、その時にホテルの一室を借りましてそこで仕事をします、その使用料を計上いたしております。

議長(川村章雄) 柳山議員

十三番(柳山長人) これホテルの会議室を借つてやつたと言いますけど、これは毎年ホテルの会議室を借つておりますか。今年、初めて載つてますが。

議長(川村章雄) 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えいたします。

これはその年にもよるんですが、今まで普通交付税の算定会議というのは、長崎県全団体が一辺に長崎に集まるものですから、ホテルの一室といえますか、そういうところを借りないと仕事をできないことが多いんですね。そういうことで、今回、計上させていただいております。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	四十一分	―
―	再開	午前	十一時	四十三分	―

議長（川村章雄） 再開します。

第二款・総務費、ありませんか。

坂井議員

六番（坂井範三） 地籍調査について、ちよつとお尋ねいたします。

これは何年も前から始まっているようでありますが、今ここには斑地区の分が出ているようですが、この進捗状況と終了するのはいつ頃になるか、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（川村章雄） 税務課長

税務課長（中村敏章） 申し訳ありません。ちよつと資料を手元に置いてないので、後程答弁させていただきます。申し訳ありません。

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	四十六分	―
―	再開	午前	十一時	四十九分	―

議長（川村章雄） 再開します。

税務課長

税務課長（中村敏章） お答えいたします。

完了予定ですけど、平成二十一年を予定しております。進捗状況は、平成十五年度までで五八%になります。以上です。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) ないようですので、次に移ります。

第三款・民生費

伊藤議員

二番(伊藤忠之) 三目・老人福祉費の中の十一節・需用費で光熱費及び燃料費が載っていません。これは平成十四年度は載っていますけれども、確認のためにお伺いをいたします。

次に、四目・身体障害者福祉費の二十節・扶助費の中で、先程、総務課長の概要の説明の中で、身体障害者及び知的障害者の施設が県から町村へ移行するというものでありましたけれども、その事業内容をもう少し詳しくご説明をお願いします。

議長(川村章雄) 住民課長

住民課長(福田 等) お答えします。

光熱費が載っていないということでございますけれども、これは社協に委託しておりますので、今度は組んでおりません。それと、身体障害者の居宅介護事業でございますけれども、これは平成十四年度までは県の方で実施しておりましたけれども、十五年度から権限移譲ということで町の方ですることになりました。これは、障害者の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、身体障害者の日常生活の援助を行い、健全で安らかな生活を営むことができる援助を行うということで、二名の措置をいたしております。知的障害者も同じですけども、十五年度から町の方に移行されました。これは、知的障害者が援護施設に入所いたしております、十一名分の措置でございます。知的障害者地域生活援助事業も、これも同じでございます。知的障害者グループホームに入居している人に要する経費でございます、三名分を計上いたしております。

議長(川村章雄) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) ないようですので、第三款・民生費の質問をこれで終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十五分	—
—	再開	午後	一時	十五分	—

議長(川村章雄) 再開いたします。

第四款・衛生費

岩坪議員

議長（川村章雄） 岩坪議員

一番（岩坪義光） 十三節の委託料ですが、廃油収集運搬委託、これは去年度からすれば三倍ばかり上がっています。

それと、今度新しく入っていると思います、これ古紙処理委託料ですかね、十七万七千円、これの説明をお願いします。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

廃油収集委託料でございますけども、漁船の廃油、オイルがけっこう出されておりました、これは福岡の方に送って処理しておるわけでございます、もう今、漁船も大型化になりまして増えております。

古紙の委託料でございますけれども、今、生ゴミが多くて、生ゴミと不燃等ゴミが多くて、焼却場の方が土曜日も稼働している状況でございます、新聞等がけっこう今までは取引きできなかったんですけども、中国なんか輸出されるということで、業者の方から少しでも集めて下さいということも言われておりますし、また焼却場を少しでも休ませるためにもそういうふうにした方がいいということで、十五年度から計画をいたしております。

議長（川村章雄） 岩坪議員

一番（岩坪義光） そうすれば、古紙の処理委託で紙だけ別に収集するということですか。

それと、廃油の収集運搬委託料、これが多くなったから、委託料も上がったということ、解釈していいんでしょうか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

廃油につきましては、そのとおりでございます。

古紙につきましては、とりあえず役場・学校・郵便局・病院なんか、多いところを最初にやりました、一般家庭用はまた後でやっていきたいと思っております。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳藏） 十三節の委託料でちょっとお尋ねをいたしますが、ここに葬斎場の委託料が四項目ありますけれども、トータルしますと二百万からの予算が見込まれておりますが、これだけの委託料を払って、点検・管理をしてもらっておる

んですから、昨年のように我々の委員会では指摘をいたしましたように、葬斎場が屋根とかそれから入り口のドアとか傷んでおったんですけども、専属の人を雇って点検してもらっている以上は、我々が指摘する前にこういうことは無くせないかと私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 葬斎場委託料の百二十万円につきましては、お坊さんといいますが、焼く人の月に十万円です。委託しておりますので、それとあとは電気とか炉の点検でございますけども、今度三月から蛭子晴夫さんに、ちょっと前の人が辞めましたので、今度、委託を代えました。その時の条件で今度は外の掃除とか点検とかをしっかりとやって下さいということをお願いしております。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 前は、し尿処理場とゴミ焼却炉と兼務していたものですから、ちょっと手薄になった面があったかと思えます。どうも申し訳ございませんでした。

議長（川村章雄） 衛生費、ありませんか。

岩永議員

十二番（岩永守義） 委託で十三節、し尿汚泥肥料品質検査委託料、これは販売かなんかの目的があつてのことですかね、どうか伺います。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

し尿は、し尿処理場で処理しますと、後にカスが残ります。普通の方は肥料としてもらっていたらいいんですけども、その検査を出たものの検査を実施しております。

議長（川村章雄） 岩永議員

十二番（岩永守義） 肥料と農作物に対して、農地の地力もつくような形の効果があるということが分かればですね、そういう農民に対して呼びかけというですかね、そういうとはなされているのか、私は西目に近いもんですけんね、ようけもらつていく人を見ることがあるんですけど、あそこもだいたい山積みで捨てられよるですね。効果があるようであれば、その検査の結果ですたいね。農作物とか地力とか。そしたら、呼びかけてやっぱり利用してもらおうという方法をとっていただきたい

とは思いますが、その点どうですか。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） お答えします。

今のところ、他の方には呼びかけていませんけれども、在の方にはもらっていたいております。分析の結果、悪いことはありませんので、これからでもですね、要る方には斡旋して呼びかけていきたいと思えます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第五款・農林水産業費

伊藤議員

二番（伊藤忠之） 二目・農業総務費の中で、十九節・長崎県のグリーンツーリズム推進協議会の中で、平成八年から多分、協議会が発足しておりますけれども、今までのような会議を開かれたのか内容をお分かりであれば伺いたします。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

これは県の協議会に対する負担でございます。県の協議会の方で、例えば、民宿辺りの普及とか当町の場合でおきますと野崎島の自然学塾村を一応PRしていただいたりというふうなことをいたしております。

それで協議会内容につきましては、そのようなことを含めて視察とか研修ですね、それらを含めていたしております。

議長（川村章雄） 伊藤議員

二番（伊藤忠之） グリーンツーリズムをですね、立石議員の一般質問でもありましたように、特区で考えて進めていくというような考えはありませんか。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 特区で進めるといふ場合に、例えば許可の問題がございまして、例えば防火の問題等でそのような防火法の撤廃を外してもらおうとかというふうな形はできると思えますけれども、それによって進めるといふことはちよつと難しい面もあるかと思えます。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

一番（岩坪義光） 四目の十九節、補助金の家畜導入事業資金供給事業補助金四百六十万円。家畜を導入するのでしょうか。でも、県外から導入したときの病気に対する対策あたりはどういうふうに考えておるとですか。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） 家畜の導入、これは県外産導入のことを言っておられると思うんですけども、今、和牛部会の方で一応、導入を図っております。そのときに、一応、家畜市場の方へ来まして、そこで獣医師に診てもらっていただいております。そのようなことで、防疫対策を必要であれば、処置をしていただくというようなことにいたしております。

議長（川村章雄） 岩坪議員

一番（岩坪義光） 必要であればと言っていますけども、去年、なんか皮膚病が流行ったそうで皮膚病でよかったですけども、これが伝染病だったらね、せつかく増頭運動をしているのに下手に広がるようなあれになったら困るんじゃないかと思つて、やっぱりある程度の対策は考えておかなければならんじゃないでしょうか。いかがなもんですか。

議長（川村章雄） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

目に見えて、見える形と潜伏しているものとあるわけでございますので、目に見えているものは必要に応じて処理をしているということ、例えば今の皮膚病というのがすぐなくて、後日発生したというふうなことをお聞きいたしております。ですから、そのような場合には適切な処理をいたしてくれるように石橋獣医の方にもお願いをいたしております。

議長（川村章雄） 坂井議員

六番（坂井範三） 水産振興費についてちょっとお尋ねします。

大幅な減になっておるようです。これは、総務課長の説明でアワビ館運営とか種苗センターが次の施設費の中に入っているということですが、昨年、十五節の工事請負費の中に魚礁設置の工事費が二千三百万ほど組まれておりましたけれども、今年は費目設置になっております。この点についての説明をお願いします。

議長（川村章雄） 水産商工課長

水産商工課長（神川 清） お答えいたします。

今回は、骨格予算ということで費目設置だけにしてあります。事業としては計画をしております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第六款・商工費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

第七款・土木費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第九款・教育費

二番（伊藤忠之） 十九節の小値賀中学校・北松西の中高一貫教育の中で昨年よりもほぼ倍額になっておりますので、その

説明をお願いします。

議長（川村章雄） 教育次長

教育次長（平野久之） お答えします。

本年度までは国庫補助があったんですが、今年で補助が終わりますので、その分を新年度から倍額に出しております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、次に移ります。

第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 次に移ります。

伊藤議員

第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

岩坪議員

一番（岩坪義光） 十目・ふるさと創生事業費の十九節、四百万の補助金の説明をお願いいたします。

議長（川村章雄） 総務課長

総務課長（松永一誠） お答えいたします。

これの四百万は就業準備金を三名の三百万円、それと各種研修の補助金を百万円計上いたしております。

議長（川村章雄） 坂井議員

六番（坂井範三） 使用料及び手数料の欄の歴史民俗資料館入館料について。町長の所信表明では一五〇〇名の増を目指して、螺鈿細工の展示等を考えているということでしたけれども、ここでは昨年度は十万ですが、今度は八万しか組まれておりませんが、ちよつとこ矛盾したところがありますし、あそこの展示品の内容について町民はいつ行っても同じなんですが、つと展示されているという声がよく聞かれるわけですね。それで、一回、ずつと前に担当者に話をしたことがあるんですが、私は町民の中にはけっこう高価な文化財を所持している人がかなりおりますので、そういうふうなものを借りて目先を変えて展示をしたらどうかという案を話したことがあるんですけども、高価なものを預かったら災害等で責任が持てないという返事でした。だから、なかなか難しい面もあると思うんですが、現在の展示では一五〇〇名の増なんてちよつと計画倒れのような気もしますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

議長（川村章雄） 教育長

教育長（坂井健吾） お答えいたします。

歴史の入館につきましましては、年々増員されております。拝観者も増えておりますけど、やっぱり中にはそういう声は私も

耳にいたしております。でも、期間がございまして、なるべく多くの人に小値賀の歴史に関する資料を見ていただきたいということで、やっぱり地元の方は時々顔を出したらそういう感じを受けるかもわかりませんが、やっぱり遠方の方も見えることがありますので、期間をある程度区切りまして、展示している関係上、そういう声が出ているかもわかりません。そしてまた、そういうふうで個人がけっこういいそういうふうな品物を持っている方もおりますけど、なかなかそういう大事な物をこちらが責任持ちきるなら、本当そういうふうでおおいに借りに行きまして、展示したい気持ちも持っております。でも、担当者もそういうふうで申し上げましたとおり、やっぱり夜とかです、個人の貴重品を管理するのは相当な、何て申しますか、やっぱり気を遣うことでありますし、どうにかそういう方向からでも管理方面をしつかりしまして、そういうふうな方向で今からはぼちぼちですね、対処していきたいと考えております。

議長（川村章雄） 坂井議員

六番（坂井範三） 事情はよく分かりました。例えば、刀剣なんかを持っているお年寄りの方は、見せたくてうずうずしている人がいるわけですね。実際、私も聞きます。だから、こういう人達をね、例えば一日でも二日でも、要するに監督・管理のできるような期間でもいいから、そういうのも考えて是非実現せれとはいいません。そういうった警備の問題とか、そんなものはなかなか難しいと思いますので。だけど、そういう欲望を満たせるような展示も、やっぱりたまに一年に一回か、二年に一回かは考えて町民の要望に答えたら、人員増にも繋がるんじゃないかというふうに考えております。

議長（川村章雄） 教育長

教育長（坂井健吾） 分かりました。本当、いいことでございますので、これからは前向きに考えて対処してまいりたいと考えております。

議長（川村章雄） 山本議員

八番（山本徳藏） ここに消防施設の法定点検委託料とあります。我々が委員会として現地調査を行ったときに、保育所及び幼稚園、あそこに消火施設がないということ、初動操作が大事だと。それで、消火栓を必要があるんじゃないかなろうかということ、指摘をしておいたはずですが、その後どうなっているのか。また、もし取付けが困難であるということであれば、その理由をお聞かせ願いたいと思えます。

議長（川村章雄） しばらく休憩します。

議長（川村章雄） 再開します。

議長（川村章雄） 住民課長

住民課長（福田 等） 保育所の消火栓について、総務文教委員会の方から指摘を受けましたけれども、主任の方が消火栓ということでもちよつと勘違いいたしましたして、答えはできなかったんですけれども、佐世保消防署に聞きますと、消火器でいいということでもございました。それで、消火器は備えております。消火栓のどこにあるかという箇所につきましても、ちよつと分からなかった面もありますけれども、三方坂の方にありますので、そこを一応教えてしておりますので、指摘をされたことは行っております。

議長（川村章雄） ほかに質疑はありませんか。

十三番（柳山長人） たいしたあれじゃないんですけども、飛行場のことで、さっきも言ったのですが、職員がこれでは二名としているんですけど、これでいいわけですか。

議長（川村章雄） 空港管理事務所長

空港管理事務所長（筒井英敏） 大変申し訳ございません。職員数は三名でございますので、ご訂正をお願い申し上げます。

議長（川村章雄） 全般について、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） ないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に第二表『債務負担行為』について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に第三表『地方債』について、ご質疑願います。

—	休憩	午後	一時	四十九分	—
—	再開	午後	一時	五十一分	—

柳山議員

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に第四条『一時借入金』について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に第五条『歳出予算の流用』について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(川村章雄) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

柳山議員

十三番(柳山長人) 私は、本案に対して賛成の立場で討論いたします。

十五年度は統一選挙の年であり骨格予算であります。前年度当初予算に比較して五%、一億七千二百万円増額の三十六億二百万円の予算となっております。

内容につきましては、ただいま審議されましたとおりですので省略させていただきます。

本年は市町村合併の是非を問う法定協議会を立ち上げるか否かが目前に迫っております。議員一丸となって、この問題解決に向け努力いたす所存でございますが、町当局におきましても、悔いが残らぬよう、また、住民福祉・地域振興のため十分な対応が出来る行政に努めていただきたいと思います。

最後になります。が、経常的経費が年々増加し、普通交付税においては、十四年度実績の九〇・五％を予算化する等、厳しい財政運営を強いられております。

なお、一層の財政運営努力をされるようお願いしまして、賛成の討論を終わります。

議長（川村章雄） ほかにありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（川村章雄） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二十一号、平成十五年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第二十一号、平成十五年度小値賀町一般会計予算は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（川村章雄） 賛成多数です。

したがって、議案第二十一号、平成十五年度小値賀町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前九時三十分より開議します。

― 午後 一時 五十九分 散会 ―